

## 大阪府中央卸売市場の管理運營業務協定書

1. 業務名称	大阪府中央卸売市場管理運營業務
2. 履行場所	茨木市宮島一丁目1番1号
3. 指定期間	令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

大阪府（以下「甲」という。）は、大阪府中央卸売市場管理センター株式会社（以下「乙」という。）と、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項及び大阪府中央卸売市場業務規程（昭和52年大阪府条例第32号。以下「業務規程」という。）第68条に規定する指定管理者として、大阪府中央卸売市場（以下「中央市場」という。）の施設の管理運営に関する協定を締結する。

両者は、本協定とともに、甲が指定管理者の公募時に提示した「大阪府中央卸売市場指定管理者募集要項」（以下「募集要項」という。）に定める事項が適用されること並びに指定管理者申請に際して提案した内容について誠実に履行することをここに確認する。

### （総則）

第1条 甲は、中央市場の管理運營業務（以下「管理運營業務」という。）を指定管理者に行わせるため、乙を指定管理者として指定し、乙は、この指定を受けて当該業務を行うものとする。

- 2 乙は、法その他の関係法令及び業務規程その他の関係規程並びに本協定に基づき、管理運營業務を実施しなければならない。
- 3 前項に明記されていない事項があるときは、甲乙協議して定める。

### （使用目的）

第2条 乙は、中央市場を「公の施設」として、業務規程の趣旨、府施策との調和を図ったうえで、指定申請時において提示した使用目的で直接使用しなければならない。ただし、申請時に直接使用しないことを予め提示している場合及び業務の効果的効率的な遂行上必要なものとして書面による甲の承認を得た場合はこの限りでない。

### （指定期間）

第3条 乙は、本協定が終了したとき（指定期間が満了したとき又は第27条に規定する指定の取消しがあったときを言う。以下同じ。）に管理運營業務を終了し、再び指定管理者として業務を行わない場合は、中央市場を明け渡さなければならない。

- 2 管理運營業務に係る事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

### （基本的な業務の範囲）

第4条 中央市場の管理運営における業務の範囲は次に掲げる事項とする。

- (1) 業務規程第49条の規定による報告の受理に関する業務
- (2) 業務規程第50条の2第1項の規定による公表に関する業務
- (3) 業務規程第50条の2第2項の規定による公表に関する業務
- (4) 業務規程第56条第1項の許可に関する業務
- (5) 業務規程第56条第2項の規定による指定に関する業務
- (6) 業務規程第57条第2項の規定による指定に関する業務
- (7) 業務規程第59条の承認に関する業務
- (8) 業務規程第60条第1項の承認に関する業務
- (9) 業務規程第60条第2項の規定による命令に関する業務
- (10) 業務規程第61条の承認に関する業務
- (11) 業務規程第62条第一項の規定による許可の取消し及び命令に関する業務
- (12) 業務規程第62条第二項の規定による許可の取消しに関する業務
- (13) 業務規程第63条の規定による命令に関する業務

- (14) 業務規程第71条第1項の指示に関する業務
  - (15) 業務規程第71条第2項の規定による禁止に関する業務
  - (16) 業務規程第72条第2項の規定による措置の実施に関する業務
  - (17) 業務規程第73条第2項の規定による措置の実施に関する業務
  - (18) 業務規程第74条第1項の制限及び条件の付与に関する業務（第4号から第8号まで及び第10号に掲げる業務に係るものに限る。）
  - (19) 業務規程第75条第2項の規定による命令に関する業務
  - (20) 中央市場の維持及び補修に関する業務
  - (21) 前各号に掲げるもののほか、甲が特に必要と認める業務
- 2 前項各号に掲げる業務の細目は、甲が指定管理者の公募時に提示した「大阪府中央卸売市場 管理運営業務等の内容及び基準」及び「募集要項等に関する質問及び回答」に記載のとおりとする。

（指定管理者の責務）

- 第5条 乙は、施設利用者の被災に対する第一次責任を有し、施設又は施設利用者に災害があった場合は、迅速かつ適切な対応を行うとともに災害状況等を速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。また、乙はあらかじめ甲と協議の上、危機管理マニュアルを整備すること。
- 2 乙は、管理運営業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合には、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

（利用料金等の収入）

- 第6条 業務規程第68条の8第1項に規定する利用料金のほか、負担金（ごみ処理負担金、清掃費負担金、パレット処理負担金）、維持使用料（電気、ガス、上下水道及び工業用水道の使用に係る光熱水費）及びインゴット（廃発泡スチロール減容処理による生成物）売却代金のその他の自主事業による収入（以下「利用料金等」という。）は、乙の収入として、乙が収受する。
- 2 前項の利用料金の額は、業務規程第68条の8第3項の規定により、乙が業務規程別表に定める金額の範囲内で定めるものとする。この場合において、乙は、あらかじめ利用料金の額について甲の承認を受けなければならない。その額を変更するときも、同様とする。
- 3 甲は、前項の承認をしたときは、業務規程第68条の8第4項の規定により、その旨を公示する。

（業務に使用する電子計算機の指定等）

- 第7条 乙は、前条第1項の利用料金等の算定並びに「大阪府中央卸売市場 管理運営業務等の内容及び基準」6ページの「(4) 卸売予定数量等の調査及び統計に関する業務」及び13ページの「(カ) 仲卸業者の事業報告書関係」に記載する業務の実施に当たり、それぞれ甲が指定する電子計算機を使用するものとする。
- 2 甲は、乙に対し、前項の電子計算機を無償で使用させるものとする。
- 3 甲は、甲の業務に必要な範囲で、乙が第1項の電子計算機を使用して得たデータを使用することができるものとする。

（事業計画書等の提出）

- 第8条 乙は、毎年度、当該事業年度の前年度の3月末日までに事業計画書、市場活性化事業計画書、収支計画書及び管理体制計画書（以下「事業計画書等」という。）を作成し、甲に提出しなければならない。
- 2 事業計画書には管理運営業務の実施計画を、市場活性化事業計画書には中央市場の活性化を図るための取組み及び計画を、収支計画書には利用料金等の収入の計画並びに管理運営に要する経費及び市場活性化事業に要する経費の支出の計画を、管理体制計画書には組織体制、勤務体制並びに個人情報保護及び情報公開の体制を記載するものとする。
- 3 甲は、前項に掲げる記載事項のほか、必要に応じて記載事項を追加することができる。
- 4 甲は、事業計画書等が提出されたときは、内容を審査し、乙に対し、必要な指示をすることができる。

（事業報告書等の提出書類の内容）

- 第9条 乙は、甲に対して毎事業年度の終了後60日以内に事業報告書を提出しなければならない。また、当該事業年度の翌年度の7月中旬までに財産目録、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計

算書又はこれらに相当する書類（以下「事業報告書等」という。）を提出しなければならない。

2 事業報告書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 指定管理者の名称
- (2) 主たる事務所の所在地
- (3) 代表者氏名
- (4) 担当者の氏名及び連絡先
- (5) 年度の区分
- (6) 管理運営業務の実施状況
- (7) 市場活性化事業の実施状況
- (8) 利用料金等の収入実績
- (9) 管理運営業務の実施に要した経費の収支状況
- (10) 市場活性化事業の実施に要した経費の収支状況
- (11) 個人情報保護及び情報公開体制
- (12) 就職困難者雇用実績報告書等行政の福祉化にかかる報告書
- (13) その他甲が必要と認める事項

3 甲は、事業報告書等を受領したときは、速やかに確認を行わなければならない。

4 第1項に定めるもののほか、乙は中央市場の四半期毎の利用状況及び経理状況について、定期的に甲に報告しなければならない。

（活性化事業費）

第10条 乙は、指定管理者制度を導入したことによる一般管理費（人件費、事務費）の縮減額を原資として、市場の活性化及び競争力の強化に資するための事業（以下「市場活性化事業」という。）を実施するための経費として、活性化事業費を設ける。

2 乙は、活性化事業費を活用して、乙が指定申請時に提案した事業その他の市場活性化事業を実施する。

3 乙は、見積金額が150万円（消費税及び地方消費税を含む。）を超える固定資産の新規取得、増改築及び改修に係る市場活性化事業を実施しようとする場合は、あらかじめ甲と協議するものとする。

4 乙は、毎事業年度の終了後、当該事業年度における活性化事業費の実績額が計画額（予算額）を下回った場合は、当該下回った差額を精算金として甲に納付し、上回った場合は、当該上回った差額を負担する。

5 前項の規定にかかわらず、乙は、当該事業年度の活性化事業費の実績額が計画額（予算額）を下回った場合において、甲の承認を得たときは、当該下回った差額を翌事業年度以降令和8年度までの活性化事業費に充当することができる。

（修繕費）

第11条 乙は、中央市場の施設・設備・外溝について発生する不具合等に対応し、中央市場の機能を維持するために施工する必要がある維持補修工事を実施するための経費として修繕費を設ける。

2 乙は、甲乙協議の上、甲が策定した「大阪府中央卸売市場中長期保全計画」（以下「中長期保全計画」という。）に基づく工事について、別紙2のとおり実施することができる。なお、乙が実施することにより生じた修繕費については、原則、別紙3のとおり納付金で精算することとする。

3 乙は、見積金額が150万円（消費税及び地方消費税を含む。）を超える維持補修工事を実施しようとする場合は、あらかじめ甲と協議するものとする。

4 乙は、毎事業年度の終了後、当該事業年度における修繕費の実績額が計画額（予算額）を下回った場合は、当該下回った差額を精算金として甲に納付し、上回った場合は、当該上回った差額を負担する。

5 前項の規定にかかわらず、乙は、当該事業年度の修繕費の実績額が計画額（予算額）を下回った場合において、甲の承認を得たときは、当該下回った差額を翌事業年度以降令和8年度までの修繕費に充当することができる。

（委託費）

第12条 乙は、警備、設備管理、清掃、廃棄物処理等の施設の維持管理に関する業務を、各業務の専門業者に委託して実施するための経費として委託費を設ける。

2 乙は、原則として、乙が指定申請時に事業計画書等で提案した計画額（予算額）の範囲で、毎事業

年度の委託費を執行するものとする。

- 3 前項の規定にかかわらず、社会経済情勢の変化等により、あらかじめ翌事業年度の委託費の増減が見込まれる場合（指定管理者の責めに帰すべき事由による場合を除く。）は、当該事業年度の開始までに甲乙が協議して、当該事業年度の事業計画書等における委託費の計画額（予算額）を変更することができる。
- 4 乙は、前項の規定により委託費の計画額（予算額）を増額変更した場合において、実績額が計画額（予算額）を下回ったときは、当該下回った差額を精算金として甲に納付し、計画額（予算額）を減額変更した場合において、実績額が計画額（予算額）を上回ったときは、当該上回った差額を負担する。

（府への納付金Ⅰの額等）

第13条 乙は、納付金Ⅰとして、毎年度、金682,000,000円（金額には、消費税及び地方消費税を含む。）を、甲に支払うものとする。

- 2 前項の納付金Ⅰについて、別紙1のとおり支払計画書を定めるものとする。
- 3 甲は、乙に対し、前項の支払い計画書に基づき納付金Ⅰを請求するものとする。
- 4 乙は、前項の請求があったときは、その日から30日以内に甲に支払わなければならない。

（府への納付金Ⅱ及び精算金の支払方法と時期）

第14条 乙は、毎事業年度、実際の利用料金等の収入（負担金及び維持使用料を除く）が、指定申請時に事業計画書等で提案した利用料金等の収入（負担金及び維持使用料を除く）を上回った場合は、甲に、当該上回った差額の2分の1の金額（以下「納付金Ⅱ」という。）を支払うものとする。

- 2 納付金Ⅱ並びに第10条第4項、第11条第4項及び第12条第4項の規定に基づく精算金の額は、毎事業年度の終了後、第9条の事業報告書等に基づき、甲乙が協議して決定するものとする。
- 3 甲は、乙に対し、前項の協議に基づき、納付金Ⅱ及び精算金の請求をするものとする。
- 4 乙は、前項の請求があったときは、その日から30日以内に納付金Ⅱ及び精算金を甲に支払わなければならない。

（乙による備品等の購入等）

第15条 管理運営業務を遂行するために必要な備品等の費用負担については、乙の負担とする。

- 2 前項に基づき乙が購入した備品等は、本協定が終了した後、すべて甲が所有するものとする。ただし、甲乙協議の上、乙が所有するものとすることもできる。
- 3 乙は、第1項の規定により購入した備品等は大阪府財務規則第6章に準じ管理するものとする。
- 4 乙は、第1項の規定により購入した備品について、次条の規定により甲から無償貸与された備品及び乙所有の備品と区別して管理しなければならない。

（甲による備品等の貸与）

第15条の2 甲は、管理運営業務を遂行するために別紙4に示す備品等を乙に無償貸与するものとする。

- 2 乙は、前項の貸与物品を常に善良なる管理者の注意をもって管理し、各年度9月末日及び3月末日における貸与物品の保管状況を甲に書面により報告しなければならない。なお、乙は、甲所有の備品と乙所有の備品を区別して管理するものとする。
- 3 乙は、貸与物品が修理可能な範囲でき損、汚損した場合は乙の負担により修理し、常に良好な状態に保つものとする。
- 4 乙は、乙の故意又は過失により貸与物品が滅失若しくは修理不可能な程度にき損し、又はその返還がその他の理由で不可能となったときは、甲の指定した期間内に代品を納め、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。
- 5 乙の故意又は過失によらずして、貸与物品が滅失若しくは修理不可能な程度にき損し、又はその返還がその他の理由で不可能となったときは、甲は自己の判断により当該貸与物品を補充することができる。なお、乙は、貸与物品を廃棄しようとするときは、文書により事前に甲の承諾を得なければならない。
- 6 甲は、甲の発意により備品、用具、機器、装置、材料等を購入し、乙に貸与する場合は、その旨通知するものとする。この場合、本条各号の規定が適用されるものとする。
- 7 本協定が終了した時、再び指定管理者として業務を行わない場合は、乙は貸与物品を甲の指定する日までに甲の指定する方法で返還しなければならない。

(寄附)

- 第16条 乙は、第10条及び第11条に係る取組みにより、改修・整備した資産を甲乙協議の上、毎年度末までに甲に対し寄附を行うことができる。
- 2 乙は、前項の寄附を行った資産について、甲に対して買い取りや返還などの請求権を行使することはできないものとする。

(リスク負担)

- 第17条 管理運営業務に伴うリスク負担については、別表のとおりとする。ただし、別表に定める以外の事項については甲乙協議により決定するものとする。なお、甲は、「府市場の事務所（職員）が使用する電気、上下水道、ガス代（光熱水費）」及び「府市場の事務所（職員）が使用するスペースの掃除や廃棄物の処理に要する経費」を負担しないものとする。
- 2 乙は、施設、設備、外構を維持補修するときは、事後速やかに甲に文書等により報告するものとする。
- 3 甲は、維持補修の目的又は内容が、公序良俗に反し、又は施設の性格や趣旨を損なうおそれがあると認めるときは、甲の指示により、乙は原状回復を行う。
- 4 乙は、甲の承認による造作その他の費用を乙が投じた場合において、甲に対して買い取りや返還などの請求権を行使することはできない。
- 5 法令改正により、施設利用者の生命身体の安全を確保するための施設躯体の改修が必要となった場合に限り、改修に要する費用を甲が負担し、その他の必要となった維持補修の場合は、乙が負担する。

(個人情報保護)

- 第18条 乙は、管理運営業務の履行に際しては、個人情報保護の重要性に鑑み、大阪府個人情報保護条例（平成8年大阪府条例第2号。以下「個人情報保護条例」という。）第53条の3の規定及び別記「個人情報取扱特記事項」により取り扱うものとする。
- 2 乙が第4条に規定する業務に伴い取得した個人情報保護条例第2条第1号に規定する個人情報に関して、当該個人情報の本人から開示、訂正等の申出があった場合は、甲の指示に従うものとする。

(秘密の保持)

- 第19条 乙は、管理運営業務の処理上知り得た秘密を第三者に漏らし、又は管理運営業務の執行以外の目的に使用してはならない。本協定が終了した後も同様とする。
- 2 乙は、自己の使用人その他の関係人に前項の規定を遵守させなければならない。
- 3 乙は、第1項の秘密に属する管理運営業務内容等を他人に閲覧させ若しくは複写させ又は譲渡してはならない。本協定が終了したときは、甲の指示に従い、かかる秘密情報が含まれる一切の媒体を返却または廃棄するものとする。

(文書管理)

- 第20条 乙は、当該管理運営業務に関し作成する文書について、事務能率の向上に役立つよう常に正確かつ迅速に取り扱い、適正に管理しなければならない。
- 2 前項の文書の保存期間等については、大阪府行政文書管理規則（平成14年規則第122号）の規定に準じるものとする。
- 3 乙は、本協定が終了したとき、再び指定管理者として業務を行わない場合は、甲又は甲の指定するものに対し、必要な文書を引き継がなければならない。

(個人情報、データ等の管理)

- 第21条 乙は、管理運営業務の履行に際して入手した個人情報、データの管理に当たり、漏洩、滅失、き損及び改ざん等を防止し、その適正な管理を図らなければならない。

(情報公開)

- 第22条 乙は、管理運営業務に関し甲が指定する書類を中央市場に備えておき、一般の閲覧に供するものとする。
- 2 甲は、前項の書類を一般の閲覧に供するとともに、甲のホームページに掲載するものとする。

(人権研修の実施)

第23条 乙は、管理運営業務に従事する者が人権について正しい認識をもって業務を遂行できるよう、人権研修を行うものとする。

(モニタリング(点検)の実施)

第24条 甲は、指定管理者評価委員会の意見を踏まえた評価表を作成する。

- 2 乙は、甲から示された評価表の各評価項目について自己評価を行い、評価結果を甲に報告するものとする。
- 3 甲は、乙から提出された評価表をもとに、各項目ごとの評価及び年度評価を行い、評価結果を指定管理者評価委員会に報告し、対応方針を策定し、次年度以降の事業計画等に反映する。
- 4 甲は、指定期間の最終年度の前の年度に、それまでの年度評価、改善指導・是正指示の状況とを踏まえた総合評価を行い、指定管理者評価委員会に報告する。
- 5 甲が行う総合評価結果が最低評価であった場合には、次回の指定管理者選定時における乙の採点評価については「管理に係る経費の縮減に関する方策」を除いた得点について10%の減点率を乗じるものとする。

(審査請求の取り扱い)

第25条 乙がした公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求は、法第244条の4の規定により取り扱うものとする。

(原状回復)

第26条 乙は、本協定が終了したときは、破損又は汚損した部分を原状に回復するものとする。ただし、施設等の価値を高めた場合又はやむを得ないと認められる場合において、甲の承認を得たときは原状回復を不要とする。また、天災その他不可抗力により事業を継続できないときも不要とする。

(甲の指定の取消し)

第27条 甲は乙に継続して管理運営業務を行わせることが困難であると認めるときは、指定を取り消すことができる。

- 2 前項の規定により指定を取り消したときは、乙はそれによって生じた甲の損害を賠償しなければならない。その賠償額は、甲乙協議してこれを定める。
- 3 第1項の規定により、指定を取り消した場合において、乙が業務を実施した相当部分を越える利用料金等を収入として収受している場合は、超えた部分の利用料金等を甲に返還するものとする。

(損害の賠償)

第28条 乙は、管理運営業務の履行にあたり、乙の責に帰すべき事由により甲又は第三者に損害を与えた場合は、損害を賠償しなければならない。

- 2 乙は、必要な保険に加入し、当該保険の契約内容を証する書面を甲に提出しなければならない。
- 3 第1項の場合において、損害を受けた第三者の求めに応じ甲が損害を賠償したときは、甲は乙に対して求償権を有するものとする。

(第三者への委託の禁止等)

第29条 乙は、管理運営業務の全部又は主要な部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

- 2 乙は、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合に限り、管理運営業務の一部(主要な部分を除く。)を第三者に委任し、又は請け負わせることができる。この場合において、乙は、当該第三者の行為のすべてについて責任を負うものとする。
- 3 乙は、前項の承諾を得ようとするときは、第三者に委託等を行う業務の内容・範囲、受任者又は下請負人の所在地・業者名・代表者名、契約予定金額その他甲が必要とする事項を書面により甲に通知しなければならない。
- 4 第2項の場合において、乙は、次に掲げる者を受任者又は下請負人としてはならない。
  - (1) 入札参加停止措置を受けている者(ただし、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立て又は会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てをしたことにより入札参加停止の措置を受けたものを除く)
  - (2) 入札参加除外の措置を受けている者

- (3) 役員等、経営に事実上参加している者が暴力団員であると認められる者
  - (4) 役員等、経営に事実上参加している者が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしたと認められる者
  - (5) 役員等、経営に事実上参加している者がいかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められる者
  - (6) 乙の役員等、経営に事実上参画している者が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- 5 乙は、受任者又は下請負人が、大阪府暴力団排除条例（平成 22 年大阪府条例 58 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 4 号に規定する暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を、それぞれから徴収し、甲に提出しなければならない。
- 6 甲は、乙が第 4 項各号のいずれかに該当する者を受任者又は下請負人としている場合は、乙に対して、当該委任又は下請契約の解除を求めることができる。当該契約の解除を行った場合における一切の責任は、乙が負うものとする。

（指定の辞退等）

- 第30条 乙は、指定期間内において、指定管理者の地位を辞退しようとするときは、6 か月前までに、理由を明示した書面により、甲に申し出なければならない。
- 2 前項の場合において、甲は、乙と協議の上、その処置を決定するものとする。

（施設等の利用）

- 第31条 甲は、管理運営業務を遂行するために必要な施設等を、無償で乙に利用させるとともに、乙も公の施設としての設置目的を果たすために甲が指定する事業への優先的な取扱いを図るものとし、その詳細については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

（重要事項の変更の届出）

- 第32条 乙は、定款、事務所の所在地又は代表者の変更等を行ったときは、遅滞なく甲に届け出なければならない。

（書類の提出）

- 第33条 乙は、管理運営業務に必要な諸規則、非常時の体制を整備しなければならない。また、諸規則、体制表等を甲に届け出なければならない。

（業務の引継ぎ方法）

- 第34条 乙は、本協定終了後、再び指定管理者として業務を行わない場合は、甲又は甲の指定するものに対し、管理運営業務の引継ぎ等を行わなければならない。
- 2 前項の場合において、乙は、甲又は甲の指定するものが中央市場の管理運営業務に関して業務に係る情報伝達、引継ぎ等の協力を求めた場合は、可能な限り協力するものとする。
- 3 管理運営業務の引継ぎのために要する費用は、乙が負担するものとする。
- 4 その他の管理運営業務の承継に当たって必要な事項は、甲乙協議の上決定するものとする。

（協議）

- 第35条 この協定に関し疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書を 2 通作成し、それぞれ記名押印のうえ、各自 1 通を所持する。

令和4年4月1日

(甲) 大阪府中央区大手前二丁目  
大阪府  
代表者 大阪府知事 吉村 洋文

(乙) 茨木市宮島一丁目1番1号  
大阪府中央卸売市場管理センター株式会社  
代表者 代表取締役 山口 秀雄



【別表：リスク分担表】○印が、リスク負担者

段階	種類	内容	負担者		
			府	指定管理者	
共通	法令の変更	事業運営に影響のある法令の変更（他の項目に記載されているものを除く。）	協議事項		
	業務規程・規則の変更	事業運営に影響のある業務規程・規則の変更（他の項目に記載されているものを除く。）	○		
	金利	金利の変動		○	
	資金調達	必要な資金確保		○	
	周辺地域・住民・利用者への対応	利用者及び地域住民などからの苦情等対応 地域との協調		○	
	安全性の確保	維持管理・運営における安全性の確保及び周辺環境の保全（応急措置を含む）		○	
	第三者賠償	維持補修・運営において第三者に損害を与えた場合		○	
	事業の中止・延期	建物所有者の責任による遅延・中止		○	
		法令その他制度の変更等のために府の建物所有が困難になったことによる中止		○	
		指定管理者の責任による遅延・中止			○
指定管理者の事業放棄・破綻				○	
申請段階	申請コスト	申請コストの負担		○	
	資金調達	必要な資金の確保		○	
準備段階	引継コスト	施設運営の引継コストの負担		○	
維持管理・運営段階	維持補修	物価	物価変動		○
		指定管理者の発意により行う施設・設備・外構の維持補修			○
		府の発意により行う施設・設備・外構の維持補修		○	
		施設・設備・外構の保守点検（法定点検及び日常の補修を含む）			○
		【緊急修繕】 施設・設備・外構の突発的に発生する不具合に対する維持補修工事			○
		【緊急修繕】 施設・設備・外構の突発的に発生する不具合に対する維持補修工事 年度累計額が計画額を超える場合の差額		協議事項	
		【計画補修】（中長期保全計画に基づく工事） 施設・設備・外構の経年劣化による大規模な維持補修に関する工事で、府が計画を提示するもの		○	
		事故・火災による施設・設備・外構の維持補修 （原因者が特定できる場合又は指定管理者の責めに帰すべき事由が認められる場合） （※1）			○
		事故・火災による施設・設備・外構の維持補修 （原因者が特定できない場合又は指定管理者の責めに帰すべき事由が認められない場合）		【緊急修繕に準ずる】	
		天災その他不可抗力による施設躯体、設備の損壊復旧 （内容が軽微であり、管理上緊急を要するもの）			○
		天災その他不可抗力による施設躯体、設備の損壊復旧 （施設躯体、設備の損壊が甚大であるもの）		○	
		法令改正により必要となった施設躯体の維持補修（利用者の生命身体の安全確保を目的として施設躯体の改修が必要となった場合）		○	

	府の発意により行う本件業務範囲に含まない施設・設備の機能向上等工事	○	
建設改良等	大規模改修工事及びアスベスト除去	○	
天災他不可抗力による事業中止等	大規模な災害等による事業中止等	協議事項	
指定管理者の責めに帰すことのできない利用料金等の減収	売上高割利用料金の減収	協議事項	
	卸売業者及び仲卸業者の廃業等による面積割利用料金の減収	協議事項	
利用料金等の徴収	利用料金等の徴収及び管理		○
保証金の預かり	保証金の徴収及び保管	○	
物品管理	指定管理者の故意又は過失により破損した貸与物品の修繕等費用		○

(※1) 指定管理者には、故意又は過失により市場施設を滅失し、又は損傷した者に対して、その補修を命じ、又はその費用の弁償を命じていただきます。

別紙1 支払計画書

年度	対象月	金額 (円)	累計金額 (円)
4	4月～6月	170,500,000	170,500,000
	7月～9月	170,500,000	341,000,000
	10月～12月	170,500,000	511,500,000
	1月～3月	170,500,000	682,000,000
	小計	682,000,000	
5	4月～6月	170,500,000	852,500,000
	7月～9月	170,500,000	1,023,000,000
	10月～12月	170,500,000	1,193,500,000
	1月～3月	170,500,000	1,364,000,000
	小計	682,000,000	
6	4月～6月	170,500,000	1,534,500,000
	7月～9月	170,500,000	1,705,000,000
	10月～12月	170,500,000	1,875,500,000
	1月～3月	170,500,000	2,046,000,000
	小計	682,000,000	
7	4月～6月	170,500,000	2,216,500,000
	7月～9月	170,500,000	2,387,000,000
	10月～12月	170,500,000	2,557,500,000
	1月～3月	170,500,000	2,728,000,000
	小計	682,000,000	
8	4月～6月	170,500,000	2,898,500,000
	7月～9月	170,500,000	3,069,000,000
	10月～12月	170,500,000	3,239,500,000
	1月～3月	170,500,000	3,410,000,000
	小計	682,000,000	
合計		3,410,000,000	

(注) 金額には、消費税及び地方消費税を含む。

## 別紙2 修繕工事について（第11条第2項関係）

### 1.対象となる工事の範囲

- (1) 甲が乙に依頼することができる修繕工事は、甲の予算で乙による実施を認められたものであり、かつ、以下の各号に定める要件を満たすものとする。
  - 一 乙のノウハウの活用等により甲が実施するよりも効率的かつ効果的な工事が期待できるものであること
  - 二 甲が別途定める基準により、資本的支出に分類されないものであること
  - 三 年度毎に本件方式により実施される工事（以下「本件個別工事」という。）は、当該年度内に施工を完了させることが可能なものであること

### 2.年度毎の工事の依頼方式

- (1) 本件個別工事は、甲の予算要求前に、甲が乙に対し、以下の事項を提示したうえで、甲乙協議して決定する。
  - 一 工事名・工事内容
  - 二 甲の予算額
  - 三 工事期間
  - 四 1各号所定の要件を満たすと判断した理由
- (2) 甲及び乙は、2（1）に定める協議の結果をとりまとめた会議録を作成する。
- (3) 前項に定める会議録に基づき、甲はしかるべき予算措置を講じることとし、乙は、乙の次年度の予算に修繕費の枠を増額する金額を「府・立替事業費」として計上し、取締役会の承認を得るものとする。
- (4) 本件個別工事の執行依頼は、甲の予算の確定後、甲が乙に対し、2（1）の事項を明記した工事依頼書を交付し、乙が、これを受諾する旨の書面を甲に交付することにより成立する。

### 3.甲及び乙の義務

- (1) 乙は甲に対し、本件個別工事の執行につき、善良なる管理者の注意義務をもって誠実に執行する義務を負う。
- (2) 甲は乙に対し、本件個別工事の執行につき、乙に対して必要な指導・助言を行う義務を負う。
- (3) 甲及び乙の役割分担は、別紙2-2のとおりとする。

### 4.工事の品質の確保

乙は、工事の実施に際しては、大阪府の建設工事請負契約書を準用するとともに、施工状況や工事材料の検査を実施するなど、本件個別工事の品質の確保に努めることとする。

### 5.工事完了の報告と確認

- (1) 乙は、本件個別工事が完了したときは、工事完了報告書、関係書類及び完成図書を甲に提出することとする。
- (2) 甲は、当該工事の完了を実地で確認することとする。

### 6.苦情の処理

本件個別工事の施工に伴う第三者からの苦情等については、甲乙協議して処理するものとする。

## 【甲及び乙の役割分担】

項目	乙	甲	補足
(1)設計図書の作成	○	△	・ 甲乙協議により作成
(2)関連工事の調整	○	△	・ 甲は必要に応じて同席
(3)工程表のチェック	○	△	
(4)監督職員の配置	○	△	
(5)監督職員の権限の行使			
①現場代理人への指示等	○	△	
②施工図面の作成、交付	○	△	
③工程管理等	○	△	
④施行状況の検査	○	△	・ 最終検査は甲乙で実施
⑤工事材料の試験、検査	○	△	・ 乙において部分的に実施
(6)工事履行報告の受領	○	△	・ 最終乙から甲へ報告
(7)工事関係者への措置	○	△	

○ : 主体    △ : 指導、助言

別紙3 納付金の精算について

○府の依頼による工事を実施した場合（協定書第11条第2項関係）

<計算式>

$$\text{納付金提案額} \quad - \quad \text{依頼工事費} \quad = \quad \text{精算後納付金額}$$

別紙4 備品等リスト

名称	員数	備考
籠型コンテナ	14	ごみ収集に使用
ごみコンテナ	23	同上

【別記】

## 個人情報取扱特記事項

### （基本的事項）

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この協定による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

### （責任体制の整備）

第2 乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

### （作業責任者等の届出）

第3 乙は、個人情報の取扱いに係る作業責任者を定め、書面により甲に報告しなければならない。  
2 乙は、作業責任者を変更した場合は、速やかに書面により甲に報告しなければならない。  
3 作業責任者は、特記仕様書に定める事項を適切に実施するよう作業従事者を監督しなければならない。

### （秘密の保持）

第4 乙は、この協定による事務に関して知り得た情報をみだりに他人に知らせてはならない。この協定が終了し、又は指定が取り消された後においても、同様とする。

### （教育の実施）

第5 乙は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、特記仕様書における作業従事者が遵守すべき事項その他本委託業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、作業従事者全員に対して実施しなければならない。

### （再委託）

第6 乙は、甲の承諾がある場合を除き、この協定による事務の一部を第三者に委託してはならない。なお、再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。  
2 甲は、前項の承諾をするに当たっては、少なくとも、別に定める条件を付するものとする。

### （派遣労働者等の利用時の措置）

第7 乙は、本委託業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本協定に基づく一切の義務を遵守させなければならない。  
2 乙は、甲に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

### （個人情報の適正管理）

第8 乙は、この協定による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は損傷の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。なお、講じるべき措置における留意すべき点は次のとおり。

- (1) 個人情報の利用者、作業場所及び保管場所の限定及びその状況の台帳等への記録
- (2) 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室での個人情報の保管
- (3) 個人情報を取扱う場所の特定及び当該場所における名札（氏名、会社名、所属名、役職等を記したもの）の着用
- (4) 定められた場所からの個人情報の持ち出しの禁止
- (5) 個人情報を電子データで持ち出す場合の、電子データの暗号化処理等の保護措置
- (6) 個人情報を移送する場合の、移送時の体制の明確化
- (7) 個人情報を電子データで保管する場合の、当該データが記録された媒体及びそのバックアップの保管状況にかかる確認及び点検
- (8) 私用パソコン、私用外部記録媒体その他の私用物を持ち込んでの個人情報を扱う作業の禁止



- (9) 個人情報を利用する作業を行うパソコンへの業務に関係のないアプリケーションのインストールの禁止
- (10) その他、委託の内容に応じて、個人情報保護のための必要な措置
- (11) 上記項目の従事者への周知

#### (収集の制限)

第9 乙は、この協定による事務を行うために個人情報を収集するときは、事務の目的を達成するために必要な範囲で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

#### (目的外利用・提供の禁止)

第10 乙は、甲の指示がある場合を除き、この協定による事務に関して知り得た個人情報を協定の目的以外の目的のために利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

#### (複写、複製の禁止)

第11 乙は、甲の承諾がある場合を除き、この協定による事務を行うために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

#### (資料等の返還等)

第12 乙は、この協定による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した「個人情報が記録された資料等」を、この協定終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

#### (廃棄)

第13 乙は、この協定による事務に関して知り得た個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

#### (調査及び報告)

第14 甲は、乙が協定による事務の執行に当たり取り扱っている個人情報の管理の状況について、定期に及び必要に応じ随時に調査することができる。

2 乙は、甲の求めに応じて、前項の状況について、報告をしなければならない。

#### (事故発生時における報告)

第15 乙は、この協定に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

#### (指定の取消し)

第16 甲は、乙が本特記事項に定める義務を果たさない場合は、指定を取り消すことができるものとする。

#### (損害賠償)

第17 乙は、本特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより甲が損害を被った場合には、甲にその損害を賠償しなければならない。